

## 『史上最強のFP2級AFPテキスト23-24年版』お詫びと訂正

本書で記載されている内容に誤りがありました。ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、下記の通り訂正させていただきます。

### ●P43 労災保険の出題ポイント 通勤災害

誤)…日常生活上で必要な行為での中断含む

正)…日常生活上で必要な行為での中断後含む

### ●P67 「8 在職老齢年金」の注釈欄

誤)※在職老齢年金による調整後の年金支給月額=…

正)※在職老齢年金による調整後の年金支給停止額=…

### ●P75 寡婦年金と死亡一時金の枠内「死亡一時金」2行目

誤)「納付済期間+免除期間」

正)納付済期間

### ●P274 源泉徴収票の見方 源泉徴収票内の(2)の欄

誤)2364254

正)2349454

### ●P280 「9 個人事業税」の2~4行目

誤)所得税と同様に、納税者本人が税額を計算し、申告納付する申告納税方式です。

正)都道府県から送られてくる納税通知書に従って税金を納める賦課課税方式です。

## 法改正情報

2024年1月試験・5月試験(法令基準日 2023年10月1日)において、以下の改正事項があります。

### 〈上場株式等の配当所得と税金〉

※2023年10月1日以降、大口株主の判定方法が見直され、持株割合が3%未満の個人株主についても、保有数に同族会社を通じた保有数を合算して3%以上となる場合には、その個人株主が支払いを受ける配当等について、総合課税の対象とする(2023年10月1日)。

→Pii、P205に記載済み

### 〈適格請求書等保存方式(インボイス制度)〉

※売手側事業者が買手側事業者に対して、正確な適用税率や消費税額などを明記した書面(適格請求書=インボイス)を交付する制度開始。なお、買手側事業者が仕入税額控除の適用を受けるためには、交付された適格請求書の保存が必要(2023年10月1日)。

→Pii、P295に記載済み